関東信越国税局	課税第一部	課税第二部						
	―	―	一人	―	―	四人	―	―
			―			一人		二人
［略］								
合計	十一人	十一人	一人	一人	二十六人	十二人		

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十六人以内を置く。

2　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百十三人以内を置く。

2　［略］

（徴収部に置く課等）

第四百八十七条　［略］

2　［略］

3　納税管理官、特別国税徴収官及び統括国税徴収官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	納税管理官	特別国税徴収官	特別機動国税徴収官	統括国税徴収官
［略］				
大阪国税局	一人	五人	―	六人
［略］				
合計	四人	二十人	四人	四十一人

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百三十九人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十六人以内を置く。

2　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十六人以内を置く。

2　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官九十九人以内を、徴収課に、国税実査官二十一人以内を置く。

［2・3　略］

関東信越国税局	課税第一部	課税第二部						
	―	―	一人	―	―	三人	―	―
			―			一人		二人
［同上］								
合計	十一人	十一人	一人	一人	二十五人	十二人		

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十五人以内を置く。

2　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十九人以内を置く。

2　［同上］

（徴収部に置く課等）

第四百八十七条　［同上］

2　［同上］

3　納税管理官、特別国税徴収官及び統括国税徴収官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	納税管理官	特別国税徴収官	特別機動国税徴収官	統括国税徴収官
［同上］				
大阪国税局	一人	四人	―	六人
［同上］				
合計	四人	十九人	四人	四十一人

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百二十八人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百四人以内を置く。

2　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百九十二人以内を置く。

2　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十四人以内を、徴収課に、国税実査官二十一人以内を置く。

［2・3　同上］